

災害補償制度上の「治ゆ」について（参考）

災害補償制度では、「治ゆ」とは、①傷病が完全に治ったとき（完全治ゆ）のみをいうのではなく、②その症状が安定し、医学上一般に認められた医療行為を行ってもその医療効果が期待できなくなった状態（症状固定）を含みます。

したがって、療養を継続してもそれ以上は症状の改善が見込めない状態に至った場合には、たとえ身体に疼痛等の残存症状が残り、それに対しての対症療法（一時的に痛み等を抑えるだけの治療、投薬）が行われていても、当該傷病は「治ゆ」したこととなり、療養補償の対象とはなりません。

（注1） 「医学上一般に認められた医療」とは、地方公務員災害補償法上の療養の範囲として認められたものをいいます。したがって、実験段階又は研究過程にあるような治療方法は、ここにいう医療には含まれません。

（注2） 「医療効果が期待できなくなったとき」とは、その傷病の症状の回復・改善が期待できなくなった状態をいいます。したがって、その傷病による症状が安定し、投薬・理学療法等の治療により一時的な症状の回復がみられるが、その回復が将来にわたって継続しない場合には、医療効果が期待できないものと判断します。

具体的な事例から説明しますと、仮に職員が負傷して患部に疼痛が残った場合には、マッサージや鎮痛剤の注射をして疼痛をなくそうと努力するのが普通です。疼痛は幾分軽減することもあるので、療養の効果が全くないわけではなく主治医の先生方もこの点を指摘し治療効果ありとして、療養の必要を認めることもあります。しかし、治療が疼痛の原因を除去して、将来にわたってその効果を維持するものでなければ痛みは再発し、結局いつまでも同様の治療を繰り返すこととなります。

このように、痛みを訴えるから、それを鎮めておこうという単なる対症療法としての治療だけが続けるようになった場合には、災害補償制度上は「医療効果が期待できなくなったもの（症状固定）」と判断し、治ゆとして取り扱うこととなります。

なお、治ゆ（症状固定）後において、対症療法、経過観察等のために通院を継続する必要がある場合には、共済組合員証（健康保険証）により受診することとなります。

また、身体の部分的欠損、機能障害、痛み等の残存障害を有した状態で治ゆ（症状固定）した場合には、その残存障害の程度が災害補償制度上の「障害」（障害等級の1～14級）に該当する職員については、請求に基づき障害補償を支給することとなりますので、医師に相談のうえ、その残存障害が「障害」に該当する見込みのある場合には、「治ゆ報告書」に併せて障害補償請求書を提出し、障害補償の請求を行ってください。